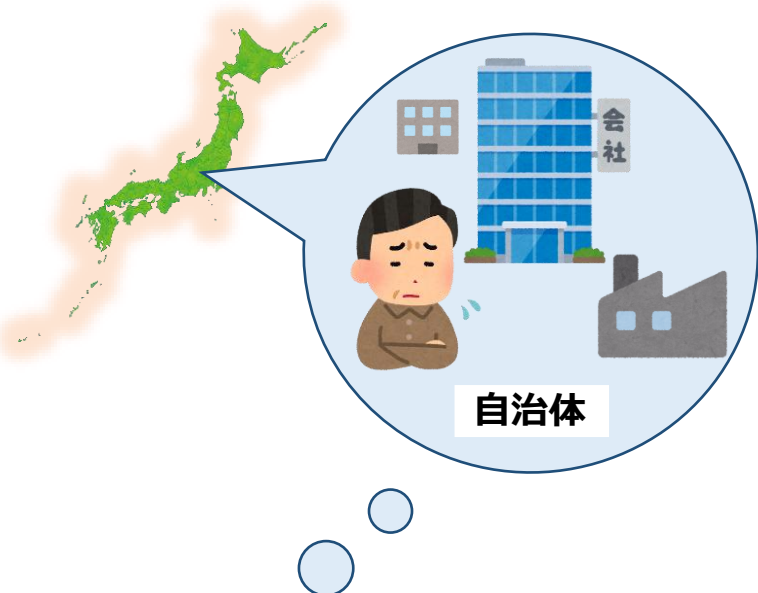


1. 生涯現役地域づくり環境整備事業とは

生涯現役地域づくり環境整備事業（以下「環境整備事業」といいます。）は、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すと共に、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にすることにより、地域の抱える課題解決に向けた取組を支援する事業です。



生涯現役地域づくり 環境整備事業の実施!!



《抱える課題》

- ・ 地域内の高年齢者に対して地域企業の魅力を伝えられていない
- ・ 地域内企業も高年齢者の雇い方を分かっていない
- ・ 特定分野において人手不足状態が顕著

《事業効果》

- ・ HP展開による地域内企業のアピール！
- ・ セミナーによる高年齢者の雇い入れ極意の伝達！
- ・ 総合窓口における丁寧な相談対応の実施！
- ・ 結果、高年齢者と地域企業のマッチング数の向上
- ・ 高年齢者のフレイル予防にも寄与！

2. 環境整備事業 **5**つのポイント

1 対象地域

面積、人口等関係なく、
全ての市区町村・都道府県が応募可能 (※) です！



2 実施費用

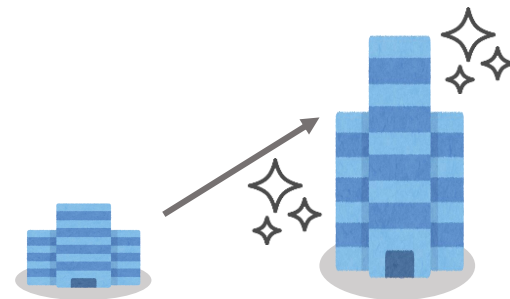
実施費用は委託費として
国が全額負担します！

一 の市区町村：上限 3,000万円／年度
複数の市区町村：上限 4,000万円／年度
都 道 府 県：上限 5,000万円／年度



3 実施期間

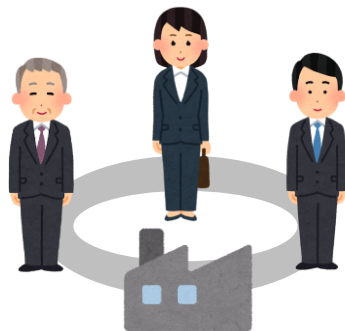
実施期間は
最大で3年度間！



十分な実施期間による
取組の深化・拡大

4 支援対象者

高齢者や地域内企業は元より、育児中の女性や障がい者等
幅広く支援対象者を設定可能！



5 支援形態

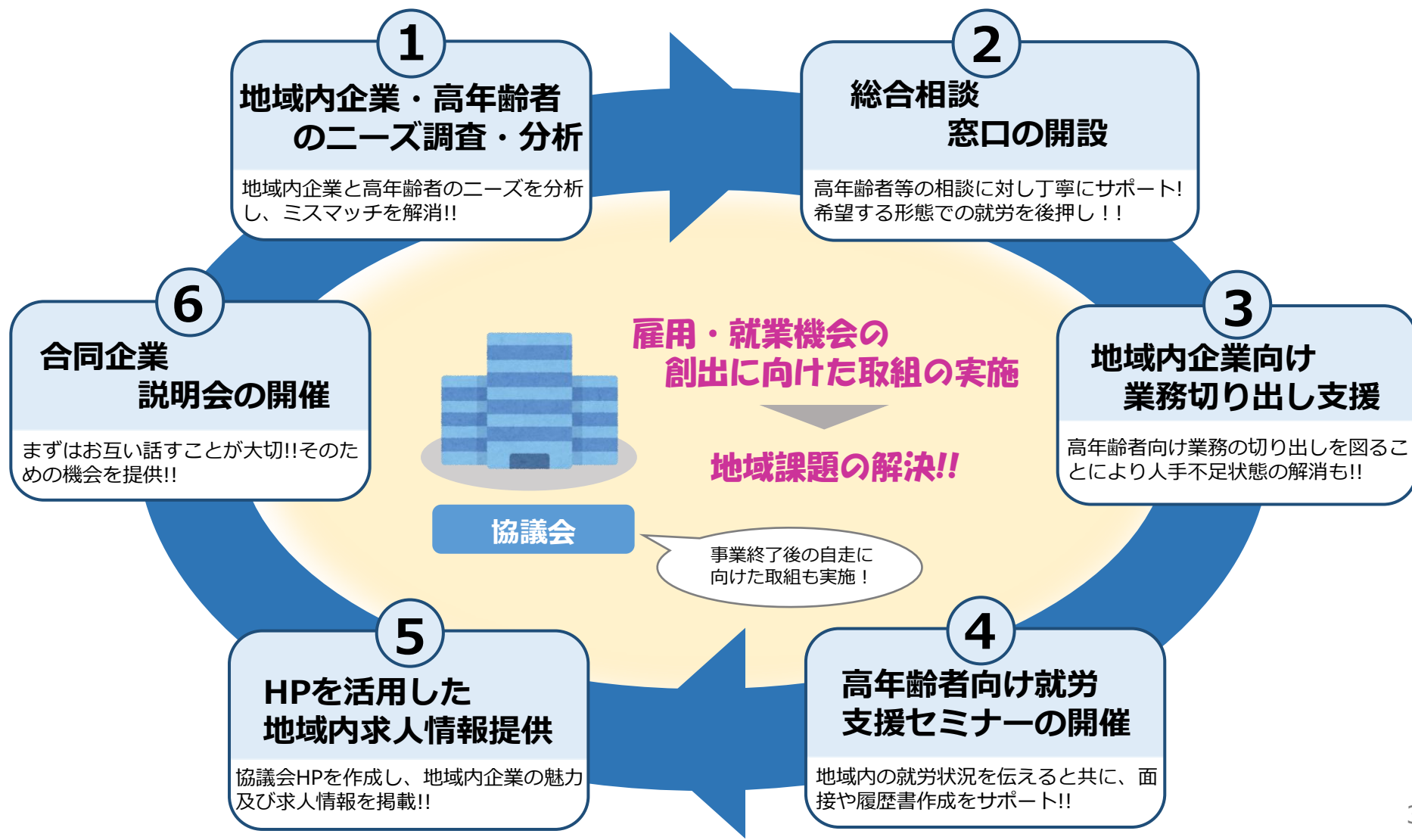
地域内企業における雇用に向けた支援の他、地域の実情に応じて、**請負、起業、有償・無償ボランティア等、幅広い形態**による就労をサポート！



3. 環境整備事業の具体的取組ポイント

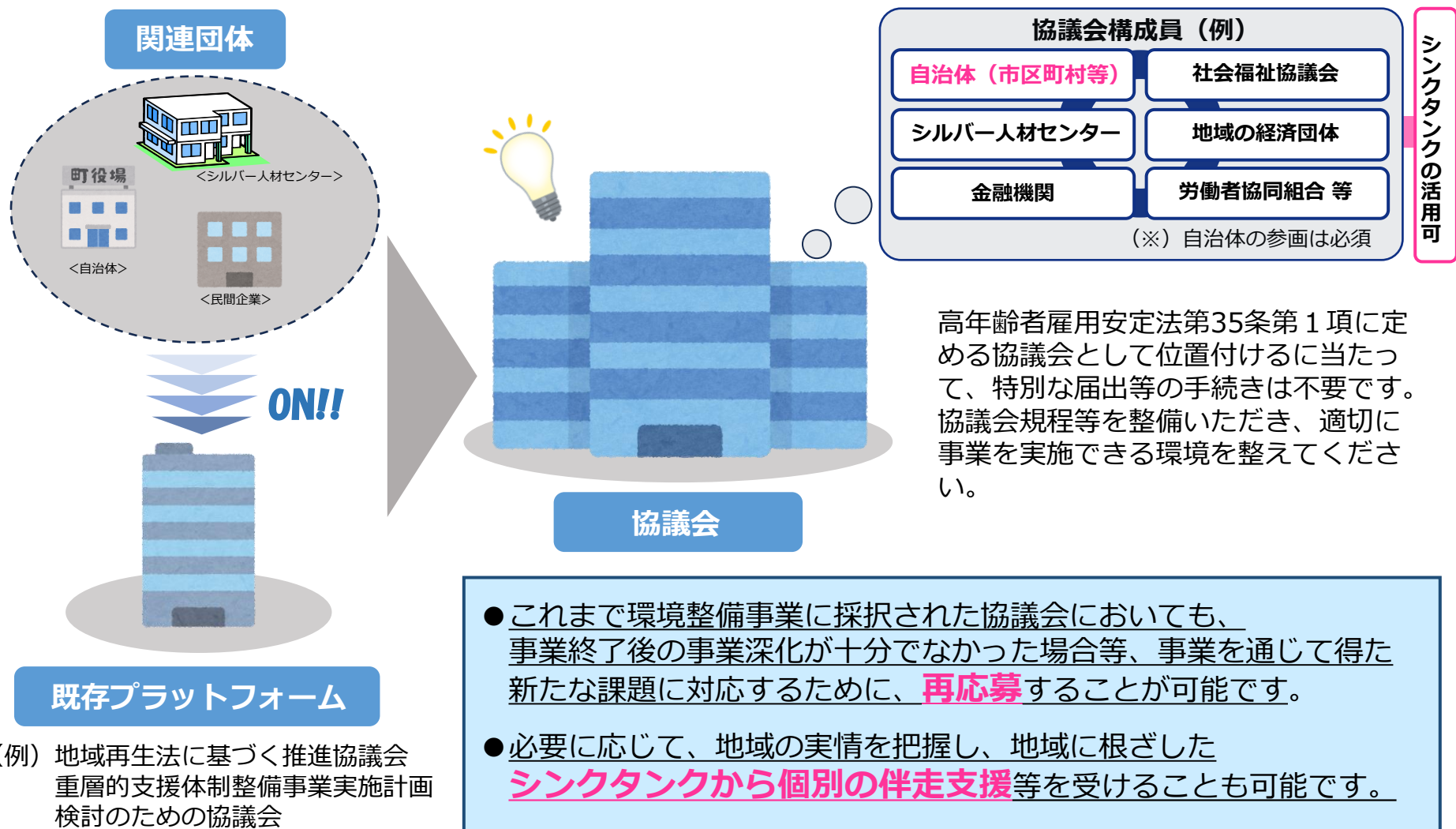
環境整備事業で取り組む内容は、各地域で決定することが可能です。地域で抱える課題や課題解決に向けて支援すべき対象者にどのような支援を行うか等をまとめた、事業構想を策定いただきます。

＜＜具体的取組（例）＞＞



4. 環境整備事業の実施主体＜協議会＞

環境整備事業の実施主体は、高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める「協議会」です。協議会は地域福祉分野や地方創生分野において、既に自治体内で設置している協議会（プラットフォーム）に、環境整備事業を実施するに当たって必要となるメンバーを構成員として追加して設立します。



5. 環境整備事業応募に向けた対応＜事業構想提案書の作成＞

既にお伝えのとおり、環境整備事業は支援対象者や支援形態、具体的取組等を自治体で自由にコーディネートすることが可能です。これらの内容を事業構想提案書としてまとめていただき、企画競争方式による提案を実施いただきます。

＜地域課題の整理～事業構想提案書の作成＞

④ 事業構想 提案書の作成

平行して協議会
構成員の検討

③ 事業内容の設定

② 支援対象者の設定

① 地域課題の整理 及び 重点業種の設定

POINT

検討した内容等に基づき事業構想提案書を作成（必要経費等の算出も必要）

POINT

実際にどのような事業内容により事業を実施するか、具体的支援策を設定

POINT

高年齢者以外の地域内に潜在する労働力等の活用も含めて支援対象者を設定

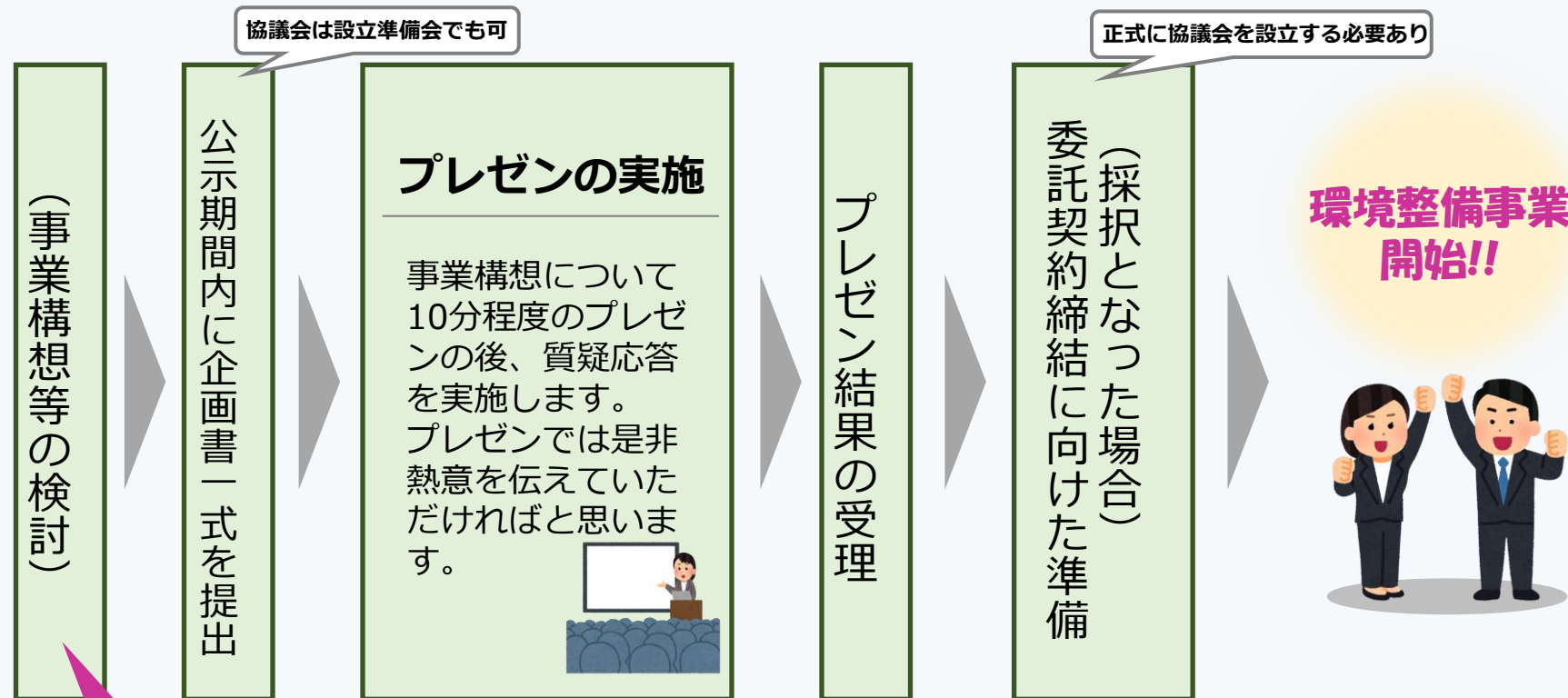
POINT

地域内の雇用、福祉等の課題を整理し関連する重点業種を設定

6. 環境整備事業応募に向けた対応＜事業開始までの流れ＞

環境整備事業は企画競争方式により実施地域（協議会）を決定します。作成した事業構想提案書等を、公示期間内に企画書としてご提出いただき、その後プレゼンを経た上で採択地域（協議会）を決定します。採択となった地域（協議会）は、都道府県労働局と委託契約を締結し、事業を開始します。

＜応募～事業開始までの大まかな流れ＞



事業内容
について



厚生労働省

(厚労本省) 環境整備事業相談窓口

事業構想作成に当たってご不明な点等ございましたら、相談窓口までお気軽にお問い合わせください！



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

